投資信託受益権振替決済口座管理約款

ARUJI GATE 証券株式会社

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。平成21 年６月８日までの範囲内において政令で定める日において「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」における「社債、株式等の振替に関する法律」が施行されます。以下同じ。）に基づく振替制度において取扱う投資信託受益権に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。）について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするために定めるものです。なお、投資信託受益権の範囲については、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。）の社債等に関する業務規程に定めるものとします。

（振替決済口座）

第２条　振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当社が備置く振替口座簿において開設します。

2. 振替決済口座には、機構が定めるところにより、内訳区分を設けます。

3. 当社は、お客様が投資信託受益権についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

（振替決済口座の開設）

第３条　振替決済口座の開設にあたっては、あらかじめ、お客様から当社所定の「振替決済口座設定申込書」によりお申込みいただきます。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い本人確認のために必要な書類の提出を行っていただきます。

2. 当社は、お客様から当社所定の申込書による振替決済口座開設のお申込みを受け、これを承諾したときは、遅滞なく振替決済口座を開設いたします。

3. 振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客様には、これら法令諸規則及び機構が講ずる必要な措置並びに機構が定める機構の振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾していただき、本約款の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

（振替の申請）

第４条　お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、次

の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

⑴ 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの

⑵ 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他機構が定めるもの

⑶ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの （当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑷ 償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間(以下「振替停止期間」といいます。） 中の営業日において振替を行うもの(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑸ 償還日翌営業日において振替を行うもの(振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

⑹ 販社外振替(振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。） を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの

イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日(振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。）

ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日

ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日(当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ニ 償還日前営業日(当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます。）

ホ 償還日

ヘ 償還日翌営業日

⑺ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの

2. お客様が振替の申請を行うにあたっては、あらかじめ当社所定の依頼書に所定の事項を記入のうえ、提出するものとします。

3. 振替える口数は、1 口の整数倍(投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が 1 口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。） とします。

4. 当社に投資信託受益権の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに投資信託受益権の振替の申請があったものとして取扱います。

（他の口座管理機関への振替）

第５条　当社は、お客様からお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客様から振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合、当社は振替の申出を受付けないことがございます。

2. 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の依頼書によりお申込みください。

（担保の設定）

第６条　お客様の投資信託受益権について担保を設定することは、原則としてできません。

（抹消申請の委任）

第７条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権について、償還又はお客様の請求による解約が行われる場合には、当該投資信託受益権について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

（償還金、解約金及び収益分配金の代理受領等）

第８条　振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、解約金及び収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって当該投資信託受益権の受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

（お客様への連絡事項）

第９条　当社は、投資信託受益権について、次の事項をお客様にご通知します。

(1) 償還期限(償還期限がある場合に限ります。)

(2) 残高照合のための報告

2. 残高照合のためのご報告は第１章(総合取引約款)第 12 条(取引残高報告書)によりお客様にお知らせします。

（当社の連帯保証義務）

第10条　機構が、振替法等に基づき、お客様(振替法第 11 条第２項に定める加入者に限ります。)　に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

(1) 投資信託受益権の振替手続きを行った際、機構において、誤記帳等により本来の

口数より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた投資信託受益権の超過分(投資信託受益権を取得した者のないことが証明された分を除きます。) の償還金、解約金、収益の分配金の支払いをする義務

⑵ その他、機構において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

（取扱銘柄）

第 11 条　当社は、機構において取扱う投資信託受益権のうち、当社が指定販売会社となっていない銘柄については取扱いません。

（解約時の取扱い）

第 12 条　解約に際しては、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている投資信託受益権及び金銭については、当社の定める方法により、お客様のご指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、金銭により返還を行います。

（緊急措置）

第 13 条　法令の定めるところにより投資信託受益権の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

(平成 21 年 1 月 5 日改定)